

令和4年 第6回栗原市農業委員会総会議事録

令和4年6月28日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和4年 第6回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農用地利用集積計画について
- 日程第10 議案第 4号 農用地利用配分計画について
- 日程第11 議案第 5号 非農地証明願について
- 日程第12 議案第 6号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について
- 日程第13 議案第 7号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」を定めることについて

1 出席委員 (23名)

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、 | 2番 佐藤 勝 委員、 |
| 3番 熊谷 ゆり 委員 | 4番 佐々木 弘 委員、 |
| 5番 遊佐 一成 委員、 | 6番 菅原 勝宏 委員、 |
| 7番 岩淵 敬一 委員、 | 8番 米山 嘉彦 委員、 |
| 9番 阿部 一信 委員、 | 10番 曾根 金雄 委員、 |
| 11番 三浦 正勝 委員、 | 12番 鈴木 和子 委員、 |
| 13番 芳賀 博秋 委員、 | 14番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 15番 高橋 寛 委員、 | 16番 狩野 善典 委員、 |
| 17番 佐々木 耕太郎 委員、 | 18番 高橋 榮一 委員、 |
| 19番 岩淵 弘 委員、 | 20番 三浦 栄 委員、 |
| 21番 大沢 純香 委員、 | |
| 23番 吉田 優俊 会長職務代理者 | |
| 24番 鈴木 康則 会長 | |

2 欠席委員 (1名)

22番 大場 裕之 委員

3 議事に参与した者

事務局長補佐	小 山	雅 規
農地農政係 主 幹	高 橋	潤
農地農政係 主 幹	大 場	香
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。

ご苦勞様です。ご着席願います。

最近の状況ですが、梅雨入りしたのですが毎日天気が良くて、暦のうえでは夏至が過ぎましたが、暦と気候がマッチしないような天気が続いております。コロナも少しずつ出ている状況です。引き続き健康に十分ご留意いただければと存じます。

それでは、只今から、令和4年 第6回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、22名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席ならびに遅刻の通告があります。

議席番号22番 大場 裕之 委員 から所用のため、欠席する旨、

また

議席番号11番 三浦 正勝 委員 から所用のため、遅刻する旨の通告がございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、関係職員を出席させております。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条の規定により、議席番号3番 熊谷 ゆり 委員、議席番号4番 佐々木 弘 委員 の兩名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、事務報告を行います。小山事務局長補佐から報告いたします。

小山事務局長補佐

事務局長が議会出席のため、私から報告させていただきます。

議案資料に基づき、令和4年5月30日から令和4年6月28日までに実施の事務事業等の報告並びに、令和4年6月29日から令和4年7月27日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号、農地の現状変更届出について、を報告いたします。

はじめに、第2区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の 田 1筆 3,944㎡のうち 1,192㎡、耕作条件性向上のため盛土するもので、過去に一部現状変更を行っている土地の東西両側となる。工事完了後は転作田として野菜を作付予定である旨の1案件、を説明。

議長

次に、去る6月22日、議席番号3番 佐々木 弘 委員、農地利用最適化推進委員の小野寺 栄悦 推進委員、及び、阿部 正一 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、阿部 正一 推進委員 から報告願います。

阿部 正一 推進委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る6月22日に4名にて、書類審査及び

現地確認を行いました。

番号1番につきましては、以前にも現状変更で許可された土地が両側にあり、今回それに合わせて盛土し高低差を解消し利用しやすいよう現状変更する内容であります。周辺農地への影響はないことが確認でき、特に問題ないものと判断しました。

以上、報告を終わります。

議長

次に、第3区の番号2番、3番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第3区の番号2番は、栗駒地区の畑 1筆 126.00㎡のうち118.41㎡、老朽化した農業用施設を取り壊し、盛土のうえ新たな農業用施設に建て替える旨、

番号3番は、栗駒地区の田 1筆 1,197㎡、耕作条件性向上のため盛土するもので、工事完了後は転作田として牧草を作付予定である旨、の2案件を説明。

議長

次に、去る6月22日、議席番号23番 吉田 優俊 職務代理者、農地利用最適化推進委員の 佐藤 憲一 推進委員、及び、高橋 茂 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号23番 吉田 優俊 職務代理者 から報告願います。

吉田 優俊 職務代理者

ご報告いたします。報告第1号 農地の現状変更届の番号2番、3番について、去る6月22日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号2番については、盛土して新たな農業用施設に建て替えるにあたり、周辺農地への影響はないことが確認できました。

番号3番については、道路からの進入環境改善のため盛土するもので、こちらも周辺農地への影響はないことが確認できました。

以上、2案件とも特に問題ないものと判断しました。報告を終わります。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件、第2区の番号2番から5番までの4案件、合わせて5案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 2筆 2,037㎡、売買のための農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

第2区の番号2番は、金成地区の 田 1筆 5,000㎡、売買のための基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号3番は、金成地区の 田 26筆 30,582㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号4番、および5番は関連案件で、志波姫地区の 畑 1筆 12㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の2案件、

以上、5案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、瀬峰地区の 畑 1筆 906㎡、売買のための農地法第3条による使用貸借権解約の1案件、

以上、1案件を説明報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号8番の8案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 2筆 2,037㎡、

番号2番は、築館地区の 田 2筆 536㎡で、いずれも所有権移転売買の2案件、

番号3番は、築館及び若柳地区の 田 8筆 28,096㎡、畑 5筆 1,818㎡
合計 29,914㎡、使用貸借権設定の1案件、

番号4番は、一迫地区の 畑 1筆 1,075㎡、所有権移転贈与の1案件、
番号5番は、一迫地区の 畑 1筆 5,002㎡のうち4,938.55㎡、賃貸借権
設定の1案件、
番号6番は、一迫地区の 畑 1筆 5,002㎡のうち1,475㎡、区分地上権設定
の1案件、なお、番号5番、6番は関連案件で、番号5番は地上の賃貸借権、6番は営農
型太陽光発電施設設置のため空中の区分地上権を設定する旨の案件、
番号7番は、瀬峰地区の 畑 1筆 2,211㎡のうち2,210.61㎡、賃貸借権
設定の1案件、
番号8番は、瀬峰地区の 畑 1筆 2,211㎡、区分地上権設定の1案件、なお、
番号7番、8番は関連案件で、番号5番、6番と同様に地上の賃貸借権、および営農型太
陽光発電施設設置のため空中の区分地上権を設定する旨の案件、
で、すべて許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る6月21日、議席番号5番 遊佐 一成 委員、農地利用最適化推進委員の
曾根 茂 推進委員、及び、佐藤 正博 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、
その結果の報告をお願いいたします。

それでは、曾根 茂 推進委員 から報告願います。

曾根 茂 推進委員

事務局説明の8案件について、去る6月21日に4名にて、書類審査及び現地確認を行
いました。

番号1番、2番につきましては、労力不足による所有権移転売買で、許可後も水田とし
て利用する予定であり、特に問題ないと判断しました。

番号3番につきましては、親子間の経営移譲によるもので、特に問題ないと判断しまし
た。

番号4番につきましては、労力不足による所有権移転贈与で、特に問題ないと判断しま
した。

番号5番、6番につきましては、地上の賃貸借権、6番は営農型太陽光発電施設設置に
ため空中の区分地上権を設定する旨の案件、

番号7番、8番につきましても、5番、6番と同様の案件で、いずれも特に問題ないと
判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行
います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号9番から12番までの4案件について審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号9番は、金成地区の 田 18筆 24,444㎡、
番号10番は、志波姫地区の 畑 1筆 482㎡、
番号11番は、志波姫地区の 田 13筆 18,458㎡で、いずれも所有権移転贈
与の3案件、
番号12番は、志波姫地区の 田 2筆 6,767㎡、賃貸借権設定の1案件、
で、すべて許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、小野寺 栄悦 推進委員 から報告願います。

小野寺 栄悦 推進委員

それでは報告いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、去る6月22日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号9番、11番の2案件については、農業後継者に贈与するための所有権移転贈与であり、特に問題ないと判断いたしました。

番号10番については、労力不足による所有権移転贈与であり、これも特に問題ないと判断いたしました。

番号12番については、労力不足による5年間の賃貸借権設定であり、これも特に問題ないと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号13番から28番までの16案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号13番は、栗駒地区の 田 1筆 1,848㎡、所有権移転売買の1案件、

番号14番は、栗駒地区の 田 2筆 1,116㎡のうち 1,115.68㎡、

番号15番は、栗駒地区の 田 2筆 1,369㎡のうち 1,368.53㎡、

番号16番は、栗駒地区の 田 5筆 1,569㎡のうち 1,568.62㎡、

番号17番は、栗駒地区の 田 2筆 1,046㎡のうち 1,045.71㎡、

番号18番は、栗駒地区の 田 2筆 1,736㎡のうち 1,735.65㎡、

番号19番は、栗駒地区の 田 1筆 263㎡のうち 262.94㎡、

番号20番は、栗駒地区の 田 2筆 1,854㎡のうち 1,853.72㎡、

で、いずれも賃貸借権設定の7案件、

番号21番は、栗駒地区の 田 2筆 1,116㎡、

番号22番は、栗駒地区の 田 2筆 1,369㎡、

番号23番は、栗駒地区の 田 5筆 1,569㎡、

番号24番は、栗駒地区の 田 2筆 1,046㎡、

番号25番は、栗駒地区の 田 2筆 1,736㎡、

番号26番は、栗駒地区の 田 1筆 263㎡、

番号27番は、栗駒地区の 田 2筆 1,854㎡、

で、いずれも区分地上権設定の7案件、

番号28番は、鶯沢地区の 田 4筆 9,039㎡、賃貸借権設定の1案件、
で、すべて許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 憲一 推進委員 から報告願います。

佐藤 憲一 推進委員

農地法第3条の規定による許可申請について、去る6月22日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号13番は、所有権移転売買、

番号14番から20番は、太陽光発電のための賃貸借権設定、

番号21番から27番は、営農型太陽光発電のための区分地上権設定、

番号28番は、労力不足による賃貸借権設定、

で、いずれも審査基準に照らし合わせて特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の番号1番から番号28番までの28案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願ひます。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の番号1番から番号28番までの28案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号4番までの4案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番、2番は同一の事業案件で、

番号1番については、築館地区の 田 2筆 699㎡、

番号2番については、築館地区の 田 1筆 215㎡、を業務用地として転用し、

太陽光発電施設を設置するものであります。

農地区分は、2案件とも都市計画区域内で準工業地域に指定されており第3種農地に該当すること、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

番号3番は、賃貸借権設定であり、一迫地区の畑 1筆 5,002㎡のうち0.45㎡を業務用地として転用し、営農型太陽光発電施設を設置するものです。

番号4番は、賃貸借権設定の案件で、瀬峰地区の畑 1筆 2,211㎡のうち0.39㎡を業務用地として転用し、営農型太陽光発電施設を設置するものであります。

この2案件の農地区分は、第1種農地に該当しますが、営農型太陽光発電施設のため、不許可の例外規定に該当すること、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 正博 推進委員から報告願います。

佐藤 正博 推進委員

報告いたします。農地法第5条の規定による許可申請については、去る6月21日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番、2番の件は同一の場所で、現地確認すると隣接農地は既に太陽光発電施設が設置されており、その間に挟まれた2案件の土地でした。これをもって周辺に与える影響もないようであり、転用許可には特に問題がないものと判断しました。

番号3番は、市道から1mほど高い草地でヤギが牧草を食べているような地帯であり、周辺に与える影響もないようであり、転用許可には特に問題がないものと判断しました。

番号4番は、一段低い土地となっており、周辺に与える影響もないようであり、転用許可には特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「質疑なし」 の声 —

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番、6番の2案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号5番については、所有権移転売買の案件で、若柳地区の 田 1筆 309㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。農地区分は第1種農地ですが、集落道の接続要件により不許可の例外規定で取り扱いたいと考えます。また、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

番号6番については、所有権移転売買の案件で、志波姫地区の 田 1筆 278㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。農地区分は第3種農地で、また、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号3番 佐々木 弘 委員から報告願います。

佐々木 弘 委員

農地法第5条の規定による許可申請の番号5番、6番について報告いたします。

番号5番については、申請地の両側がすでに宅地となっている状況であり、一般住宅建築と駐車場のための転用ということで周辺への影響はなく、転用許可には特に問題がないものと判断しました。

番号6番については、以前に盛土を行った土地で、隣接地にすでに2棟一般住宅が建っている状況であり、建築造成による周辺への影響はなく、転用許可には特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号7番から13番までの7案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号7番については、栗駒地区の 田 2筆 1,116㎡のうち 0.32㎡、

番号8番については、栗駒地区の 田 2筆 1,369㎡のうち 0.47㎡、
は同一事業者がそれぞれ業務用地として転用し、営農型太陽光発電施設を設置するもので
あります。

農地区分は、2案件とも農振農用地に該当しますが、営農型太陽光発電施設を設置のため
の一時転用であり、不許可の例外として取り扱うこと、雨水の排水計画も妥当であるこ
とを説明。

番号9番については、栗駒地区の 田 5筆 1,569㎡のうち 0.38㎡、
番号10番については、栗駒地区の 田 2筆 1,046㎡のうち 0.29㎡、
番号11番については、栗駒地区の 田 2筆 1,736㎡のうち 0.35㎡、
番号12番については、栗駒地区の 田 1筆 263㎡のうち 0.06㎡、
は同一事業者がそれぞれ業務用地として転用し、営農型太陽光発電施設を設置するもので
あります。

農地区分は、4案件とも農振農用地に該当しますが、営農型太陽光発電施設を設置のため
の一時転用であり、不許可の例外として取り扱うこと、雨水の排水計画も妥当であるこ
とを説明。

番号13番については、栗駒地区の 田 2筆 1,854㎡のうち 0.28㎡、
で、業務用地として転用し、営農型太陽光発電施設を設置するものであります。

農地区分は農振農用地に該当しますが、営農型太陽光発電施設を設置のための一時転用
であり、不許可の例外として取り扱うこと、雨水の排水計画も妥当であることを説明。

以上、7案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、高橋 茂 推進委員から報告願います。

高橋 茂 推進委員

去る6月22日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号7番から13番については、さきに議案第1号 農地法第3条の許可申請について
の際に概要説明がありましたが、いずれも営農型太陽光発電設置のための一時転用となっ
ており、現地確認の結果、いずれも転用許可には特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行
います。

質疑ございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

9番 阿部 一信 委員。

9番 阿部 一信 委員

はい。

営農型発電の案件ですが、議案書備考欄の賃借料が年間1円、あるいは5円といった低額だが、事業者である借受人は施設の支柱の部分のみ借りたことに対する金額ですか？

議長

事務局、説明。

事務局

そのとおり、支柱の部分のみの一時転用許可申請です。

議長

阿部委員。

9番 阿部 一信 委員

そうすると、パネルの下で農作物栽培するのは誰になりますか？

議長

事務局、説明。

事務局

農地法3条の借主となります。

議長

阿部委員。

9番 阿部 一信 委員

そうすると、年間賃借料、例えば1円とあるが、これは全体の転用面積分をこの案件の貸出人に支払われるということですか？

議長

事務局、説明。

事務局

分かりづらいですが、支柱の部分の賃借料の額となり、これが貸出人に支払われます。

9番 阿部 一信 委員

了解しました。

議長

ほかに質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

ここで、会議開始から1時間以上が経過しましたので、午後2時45分まで、休憩いたします。

(暫時休憩：午後2時30分から2時45分まで)

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時45分)

日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

第2区の番号12番の1案件について、審議いたします。

議長

議席番号9番 阿部 一信 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時45分)

(議席番号9番 阿部 一信 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時45分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号12番は、金成地区の 田 23筆 28,740㎡、新規の賃貸借権設定である旨を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号12番の1案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号12番の1案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、阿部一信委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時46分)
(阿部一信委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時46分)

次に、第1区の番号1番から番号7番までの7案件、を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 畑 2筆 684㎡、
番号2番は、築館地区の 田 2筆 1,835㎡、畑 3筆 4,193㎡、合計
6,028㎡、
番号3番は、築館地区の 田 1筆 1,000㎡、
で、いずれも所有権移転売買の3案件、
番号4番は、築館地区の 田 2筆 2,024㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、
番号5番は、一迫地区の 田 11筆 12,527㎡、農地中間管理事業による新規
の賃貸借権設定の1案件、
番号6番は、瀬峰地区の 畑 1筆 906㎡、所有権移転売買の1案件、
番号7番は、瀬峰地区の 田 8筆 27,046㎡、畑 1筆 467㎡、合計
27,513㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、
以上、7案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。
次に、第2区の番号8番から番号11番までの4案件について、審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号8番は、若柳地区の 田 1筆 179㎡、所有権移転売買の1案件、

番号9番は、若柳地区の 田 1筆 2,649㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、
番号10番は、若柳地区の 田 25筆 18,190㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定の1案件、
番号11番は、金成地区の 田 1筆 5,000㎡、所有権移転売買の1案件、
以上、4案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号13番から番号15番までの3案件について、審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号13番は、鶯沢地区の 田 1筆 673㎡、
番号14番は、鶯沢地区の 田 2筆 6,100㎡で、いずれも所有権移転売買の
2案件、
番号15番は、花山地区の 田 2筆 2,814㎡、所有権移転売買の1案件、
以上、3案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「はい」の声と挙手—

議長

11番 三浦 正勝 委員。

11番 三浦 正勝 委員

11番 三浦です。

番号15番の案件ですが、私の記憶では利用権を設定する方が一年以内に購入したという事案でなかったかと思いますが、そのことを確認します。

議長

確認のため、暫時休憩いたします。(午後2時52分)

議長

会議を再開します。(午後2時58分)

事務局、説明。

事務局

確認したところ、三浦委員ご発言のとおり、令和3年6月に所有権移転売買で審議し可決している事案です。

なお、今回につきましては所有権移転売買であり、農地法上は問題ありません。

議長

三浦委員。

11番 三浦 正勝 委員

了解しました。

議長

ほかに質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画についての、

番号1番から番号11番までの11案件、

番号13番から番号15番までの3案件、

合わせて14案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第3号 農用地利用集積計画についての、
番号1番から番号11番までの11案件、
番号13番から番号15番までの3案件、
合わせて14案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第10、議案第4号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

第1区の番号1番、番号2番の2案件、
第2区の番号3番から番号14番までの12案件、
合わせて14案件については、利用権を設定する者、ならびに設定を受ける者が、それぞれ同一でありますので、一括して説明いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 14筆 12,088㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、
番号2番は、築館地区の 田 1筆 291㎡、新規の使用貸借権設定の1案件、
番号3番は、志波姫地区の 田 3筆 6,931㎡、
番号4番は、志波姫地区の 田 3筆 3,443㎡、
番号5番は、志波姫地区の 田 3筆 5,254㎡、
番号6番は、志波姫地区の 田 5筆 11,823㎡、
番号7番は、志波姫地区の 田 9筆 16,463㎡、
番号8番は、志波姫地区の 田 5筆 4,802㎡、畑 3筆 1,050㎡、合計
5,852㎡、
番号9番は、志波姫地区の 田 3筆 4,915㎡、
番号10番は、志波姫地区の 田 3筆 5,319㎡、
番号11番は、志波姫地区の 田 2筆 2,637㎡、
番号12番は、志波姫地区の 田 14筆 39,402㎡、
で、いずれも新規の賃貸借権設定の10案件、
番号13番は、志波姫地区の 田 3筆 816㎡、畑 1筆 1,209㎡、合計
2,025㎡、
番号14番は、志波姫地区の 田 1筆 597㎡、
で、いずれも新規の使用貸借権設定の2案件、
以上、14案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、
番号1番から番号14番までの14案件、
について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、
番号1番から番号14番までの14案件、
については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第11、議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号3番の3案件、を審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 畑 1筆 509㎡、願出地は、昭和52年頃に転用のうえ店舗を建築し現在に至るもので、農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号2番は、築館地区の 畑 1筆 1,895㎡、願出地は、平成10年頃に労力不

足で耕作できなくなり山林化が進み現在に至るもので、農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号3番は、瀬峰地区の 田 1筆 1,521㎡、畑 1筆 824㎡、合計 2,345㎡、願出地は、平成10年頃に労力不足で耕作できなくなり原野化が進み現在に至るもので、農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、
以上、3案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号5番 遊佐 一成 委員から報告願います。

議席番号5番 遊佐 一成 委員

報告いたします。議案第5号 非農地証明願について、去る6月21日に4名にて、書類確認及び現地確認を行いました。

番号1番の件は、現地は建物が建っており全面にアスファルトが敷かれている状況で、今後農地への復旧は困難であると判断しました。

番号2番の件は、現地を確認しますと、現地に入ろうとしましたが雑木が多数繁茂し、到達できませんでした。したがって今後農地への復旧は困難であると判断しました。

番号3番の件は、現地はかなり原野化が進み、今後農地への復旧は困難であると判断しました。

以上、非農地証明は3案件とも問題なしと判断しました。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番、番号5番の2案件、を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号4番は、若柳地区の 畑 1筆 438㎡、願出地は、昭和55年頃から住宅と庭として利用し、現在は空き家として建物が老朽化し残っており、農地への復元が

困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号5番は、金成地区の 畑 4筆 4,801㎡、昭和60年頃に労力不足で耕作できなくなり山林化が進み現在に至るもので、農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号4番 佐々木 弘 委員から報告願います。

議席番号4番 佐々木 弘 委員

報告いたします。

番号4番の件は、現地確認しますと、すでに長期間空き家となり、土地への進入路は傾斜が約30度もあって、よく車両を上げたなという状況にあり、今後農地への復旧は困難であると判断しました。

番号5番の件は、道路沿いにある1筆は現地の状況が確認できたものの、残り3筆については進入路も含め雑木が多数繁茂し、到達できませんでした。したがって今後農地への復旧は困難であると判断しました。

以上、2件とも問題なしと判断しました。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号6番、番号7番の2案件、を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号6番は、栗駒地区の 田 4筆 12,110㎡、畑 3筆 1,366㎡ 合計 13,476㎡、願出地は、平成10年頃に労力不足で耕作できなくなり原野化・山林化が進み現在に至るもので、農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号7番は、栗駒地区の 畑 1筆 211㎡、先代が昭和30年頃から居宅進入路と

して使用し現在に至り、農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号23番 吉田 優俊 職務代理者から報告願います。

議席番号23番 吉田 優俊 職務代理者

報告いたします。

去る6月22日に4名にて、書類確認及び現地確認を行いました。

番号6番の件は、現地を確認しますと、現地に入ろうとしましたが雑木が多数繁茂し、到達できませんでした。したがって今後農地への復旧は困難であると判断しました。

番号7番の件は、現在は自宅を改築する工事を準備している段階で、自家用車が当時から申請地を經由し出入りしている状況であり、今後農地への復旧は困難であると判断しました。

以上、2件とも問題なしと判断しました。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第5号、非農地証明願について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第5号 非農地証明願は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第12、議案第6号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題いたします。

それでは、番号1番から15番までの15案件について、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

番号1番は、築館地区の 田 128㎡、地目は、登記現況とも田、
番号2番は、築館地区の 田 1,367㎡、地目は、登記現況とも田、
番号3番は、築館地区の 田 6,831㎡、地目は、登記現況とも田、
番号4番は、築館地区の 畑 1,148㎡、地目は、登記現況とも畑、
番号5番は、築館地区の 畑 357㎡、地目は、登記現況とも畑、
番号6番は、築館地区の 畑 221㎡、地目は、登記現況とも畑、
番号7番は、築館地区の 畑 620㎡、地目は、登記現況とも畑、
番号8番は、築館地区の 畑 2,822㎡、地目は、登記現況とも畑、
番号9番は、築館地区の 田 3,059㎡、地目は、登記現況とも田、
番号10番は、築館地区の 畑 2,049㎡、地目は、登記現況とも畑、
番号11番は、築館地区の 田 220㎡、地目は、登記現況とも田、
番号12番は、築館地区の 田 316㎡、地目は、登記現況とも田、
番号13番は、築館地区の 田 199㎡、地目は、登記現況とも田、
番号14番は、築館地区の 畑 494㎡、地目は、登記現況とも畑、
番号15番は、築館地区の 田 80㎡、地目は、登記現況とも田、
以上、15案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第6号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案のとおり、決定いたしました。

議長

日程第13、議案第7号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」を定めることについて、を議題といたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

農業委員会等に関する法律などにより、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進状況、その他、農業委員会における事務の実施状況を6月30日までに公表することとされており、その内容を審議いただく旨を説明。

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の内容について説明、続いて令和4年度最適化活動の目標の設定等について、今年度から公表内容が一部変更になった旨、およびそれらの内容を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「はい」の声と挙手—

議長

20番 三浦 栄 委員。

20番 三浦 栄 委員

三浦です。

48頁の内容ですが、「1 現状及び課題」の表中の「課題」欄で、「県栗原農業普及セ

ンター」とあるのに対し、「3 目標の達成に向けた活動」の表中の「活動実績」欄では、「県栗原農業改良普及センター」とありますが、正式には後者が正しいので修正が必要と思われる。

また、56 頁の上段の表中も同様ですので修正が必要と思われる。

事務局

ありがとうございます。修正し対応いたします。

議長

そのほか、質疑ありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」を定めることについて、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第7号 「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「令和4年度最適化活動の目標の設定等」を定めることについては、原案のとおり決定されました。

議長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和4年 第6回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 3時 45分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員